

五所川原市
第3期障害者計画

平成29年3月

ごあいさつ



五所川原市では、障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「五所川原市障害者計画」を、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする「五所川原市第2期障害者計画」をそれぞれ策定し、各種事業の推進に取り組んで参りました。

このたび、「五所川原市第2期障害者計画」の計画期間満了に伴い、これまでの取組状況についての検証を踏まえ、官民一体となった福祉施策の推進を図り、更なる地域福祉の向上のための新たな指針として、平成29年度から平成33年度までの5カ年を計画期間とする「五所川原市第3期障害者計画」を策定いたしました。

我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会の到来が告げられ、核家族化の進行や生活スタイルの多様化、また、地域住民のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、障害者支援に対するニーズも複雑多様化しております。

こうしたニーズに対応するためには、これまでの行政や事業所によるサービスの提供だけではなく、地域のつながりや支え合いなどの「地域力」の向上はもちろん、行政や事業所をはじめとした関係機関、そして地域住民が幅広く相互に連携した取組が不可欠であります。

住み慣れた地域で安心して暮らすことは、皆の願いであります。

本計画に定めた基本方針をもとに、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、市民の皆様とともに各種障害者施策の推進に取り組んで参りますので、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、アンケートにご協力いただいた皆様、貴重なご意見、ご指導を賜りました五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

五所川原市長

平山 誠敏

目次

第1章 総論	1
第1節 計画の概要	1
第2節 本市の人口と障がいのある人の現況	5
第3節 第2期計画の成果	11
第4節 第3期計画の基本的な考え方	13
第2章 基本計画	16
第1節 施策の体系	16
第2節 施策の方向性と展開	17
第3章 計画の推進体制	50
第1節 計画の推進体制	50
第2節 推進の役割分担	50
第3節 計画の進行管理	51
●五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員	52
●平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧	53



第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成5年の障害者基本法の成立以来、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす人々が互いに助け合い、明るく豊かに暮らしていく社会を目指し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っています。

本市では、平成19年3月に平成23年度までを計画期間とする「五所川原市障害者計画」を策定し、新たな障害福祉サービスへの対応を図るとともに、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現をめざして、さまざまな施策を展開してきました。また、平成24年3月には、「五所川原市第2期障害者計画」の策定に合わせ、障害者自立支援法に基づく「五所川原市第3期障害福祉計画」も策定しました。

その後、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、それまでの「障害者自立支援法」新たに『法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われること』が基本理念に掲げられました。平成28年4月には障がいのある人に対する差別の禁止を具体化した「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人を取り巻く社会環境に対する具体的な指針が示されました。平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある子どもに対する福祉サービスの質の確保と向上を図るために環境整備を行い、よりきめ細やかな障害者施策の実施が予定されています。

こうした状況の中で、本市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするとともに、第2期障害者計画の理念および基本目標を継承しつつ、国や県の掲げる障害者施策の基本方針と整合を図りながら、本市における障がいのある人の実情に柔軟に対応するため「五所川原市第3期障害者計画」を策定するものです。

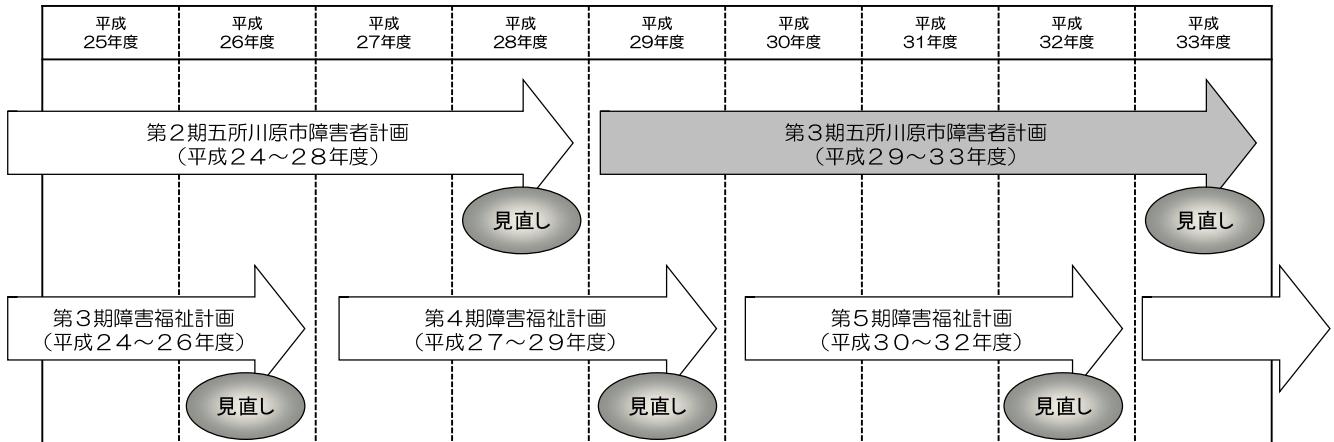
2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。
なお、計画期間内においても、国や県の障害者福祉施策の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



4 計画策定のための取り組み

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やご家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下のような体制で行いました。

(1) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

障がいのある人やその家族、障害者支援団体、障害福祉サービス提供事業者、行政機関の職員を委員とする「五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、計画内容について審議していただきました。



(2) アンケートの実施

障がいのある人の生活全般に係る実態や障害福祉サービス等の利用状況・利用意向、障害福祉サービス提供事業者の現状等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データを収集し、計画に反映させるため実施しました。

① 回収結果

a. 障がいのある人へのアンケート調査

	対象者数	回収数	回収率
回収総数	500	268	53.6%

b. 事業者アンケート調査

	対象者数	回収数	回収率
回収総数	38	33	86.8%

② 調査方法 郵送配付・郵送回収

③ 調査期間 平成28年12月2日（金）～平成28年12月16日（金）

④ アンケート結果を「第2章 基本計画」に反映させていますが、複数回答の設問もあるため、合計が100%を超えるものがあります。また、回答がないものについては、グラフに反映させていないため、合計が100%より低いものもあります。

(3) パブリックコメントの実施

計画（案）についての意見・提言を募集し、計画に反映させるため、2月9日から3月10日までパブリックコメントを実施しました。



5 法令・制度改正の概要

障害保健福祉施策における法令・制度改正の動きは以下の通りです。

(1) 障害者総合支援法の施行

従来の「障害者自立支援法」から、地域における共生社会の実現のため、障害福祉サービスに加えて、社会参加の機会確保や、地域社会における共生、社会的障壁の排除などの必要な支援を総合的に実施することを目的として、平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。

平成25年4月より施行されています。

(2) 難病法の施行

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成26年5月に成立し、平成27年1月に施行されました。この法律では指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する研究の推進などについて定めています。

また、この法律の成立に伴い、障害者総合支援法の対象となる難病の範囲が、平成27年7月より332疾病（巻末に一覧を掲載）に拡大しました。

(3) 障害者差別解消法の施行

障害者基本法の理念にのっとり、第4条の「差別の禁止」の規定を具体化させ、「障がいを理由とする差別」の解消を推進させる基本的な事項について、行政機関や、会社や商店などの事業者等における障がいを理由とする差別を解消するための措置を定め、推進することによって、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指すことを目的として、平成25年6月に成立し、平成28年4月より施行されています。

(4) 障害者雇用促進法の改正

「雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改めるための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等の措置を講ずることを定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、平成28年4月（一部は平成30年4月）より施行されています。



第2節 本市の人口と障がいのある人の現況

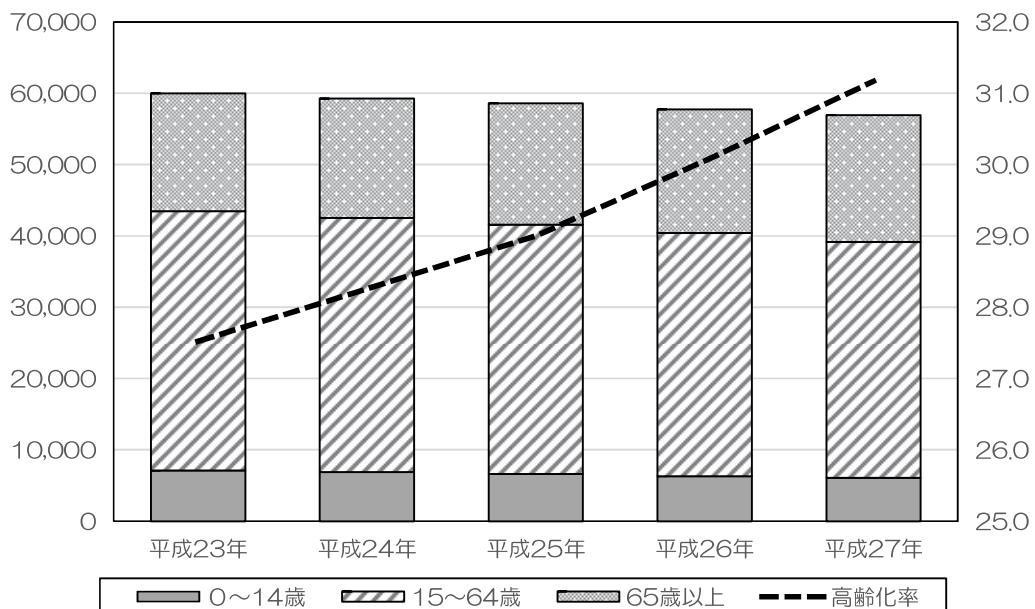
1 本市の人口状況

(1) 市内の総人口と高齢化率の推移

市内の総人口は、平成 23 年度 3 月末時点から、平成 27 年度 3 月末で約 5% の減少となっています。

内訳として、0 歳から 14 歳の年少人口が経年で減少しているのに対し、65 歳以上の高齢人口は経年で増加となっており、少子高齢化の傾向となっています。

高齢化率は平成 27 年度 3 月末時点で 31.2% となっており、同時期の青森県の高齢化率（25.5%）に比べて高齢化が進んでいます。



年齢区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0~14 歳	7,130	6,870	6,635	6,304	6,057
15~64 歳	36,328	35,639	34,971	34,083	33,103
65 歳以上	16,500	16,744	16,996	17,350	17,733
合 計	59,958	59,253	58,602	57,737	56,893
高齢化率	27.5%	28.3%	29.0%	30.1%	31.2%

出典：住民基本台帳（各年度の 3 月末）



(2) 市内の地区別の推移

市内の総人口を、五所川原地域・金木地域・市浦地域の3地域で見ると、各地域で高齢化の進行が異なっています。

最も人口の多い五所川原地域では、平成23年度3月末時点から、平成27年度3月末で約4%の人口減少となっており、高齢化率については25.6%から29.2%に上昇していますが、市全体と比較すると高齢化率は低くなっています。

一方で、金木地域・市浦地域では、平成23年度から平成27年度にかけての人口減少が8%を超える水準で進行しており、高齢化率についても、平成27年度時点で金木地域が38.1%、市浦地域が42.1%と市全体を大きく上回っています。

地域区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
五所川原	人口	47,425	46,995	46,623	46,037	45,462
	高齢化率	25.6%	26.3%	27.1%	28.1%	29.2%
金木	人口	10,071	9,863	9,645	9,403	9,203
	高齢化率	34.4%	35.1%	36.1%	37.1%	38.1%
市浦	人口	2,462	2,395	2,334	2,297	2,228
	高齢化率	36.6%	37.6%	38.3%	39.9%	42.1%
全体	人口	59,958	59,253	58,602	57,737	56,893
	高齢化率	27.5%	28.3%	29.0%	30.1%	31.2%

出典：住民基本台帳（各年度の3月末）



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障害のある人

①障害別・等級別身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在(単位:人)

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	68	49	15	14	18	19	183
聴覚・平衡機能障害	3	56	28	83	1	93	264
音声・言語機能障害			16	7			23
肢体不自由	351	294	295	341	120	54	1,455
内部障害	546	5	114	176			841
合計	968	404	468	621	139	166	2,766

②年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在(単位:人)

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0歳～17歳	27	8	4	1	1	3	44
18歳以上	941	396	464	620	138	163	2,722
合計	968	404	468	621	139	166	2,766

(2) 知的障害のある人(年齢別・程度別愛護手帳所持者数)

平成28年3月31日現在(単位:人)

年齢	A	B	合計
0歳～17歳	31	78	109
18歳以上	210	238	448
合計	241	316	557



(3) 精神障害のある人

①年齢別・等級別精神障害者福祉手帳所持者数

平成28年3月31日現在（単位：人）

年 齢	1 級	2 級	3 級	合 計
0歳～17歳	10	8		18
18歳以上	206	329	53	588
合 計	216	337	53	606

②通院医療費公費負担等利用者数

平成28年3月31日現在（単位：人）

年 齢	人 数
0歳～17歳	33
18歳以上	1,013
合 計	1,046



3 手帳所持者数の推移

(1) 身体障害のある人

年齢	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳～17歳	46	45	42	45	44
18歳以上	2,780	2,784	2,805	2,782	2,722
合計	2,826	2,829	2,847	2,827	2,766

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）

(2) 知的障害のある人

年齢	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳～17歳	95	94	112	115	109
18歳以上	407	422	424	433	448
合計	502	516	536	548	557

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）

(3) 精神障害のある人

①手帳所持者数

年齢	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳～17歳	7	9	14	19	18
18歳以上	484	484	530	540	588
合計	491	493	544	559	606

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）

②通院医療費公費負担等利用者数

年齢	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳～17歳	15	18	28	26	33
18歳以上	801	849	932	958	1,013
合計	816	867	960	984	1,046

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）



4 難病患者数の推移

(1) 特定疾患等医療受給数

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定難病等 特定医療受給数	383	383	407	419 (440)	461
小児慢性特定 疾病医療受給数	72	69	73	50 (54)	59

出典：五所川原保健所調べ（各年度の3月末）

※平成 26 年度については平成 27 年 1 月に制度改正があったため、平成 27 年 1 月～3 月の受給者数を表記し、平成 26 年 4 月～12 月までの受給者数は括弧で再掲とする



第3節 第2期計画の成果

第2期計画では第1期計画から引き続き「共に生きる社会のしくみづくり」、「暮らしを支えるサービスの充実」、「自立と社会参加の支援」、「安全で快適なまちづくり」の4つを基本目標に、15の基本項目を設定し、具体的な取り組みとして、67施策を掲げ推進に努めてきました。

この節では、計画期間中の取り組み状況について取りまとめます。

1 共に生きる社会のしくみづくり

障がいのある人に対する社会的障壁を取り除き、地域の中で安心して、自立した生活を営むためには、市民や地域が障がいへの理解を深めることが必要です。

第2期計画では、広報やホームページ等を通じて市の各種障害者施策の情報提供を行いました。

2 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人やその家族の様々なニーズに対する相談支援を行うと共に、障がいのある人への経済的支援である障害基礎年金や各種手当の充実を図ってきました。

また、障がいの早期発見と、障がいが認められた場合のその後の対応を適切に実施できるように、市内の保健・医療・福祉・教育の担当部局や関係事業所との連携を深めてまいりました。



3 自立と社会参加の支援

障がいのある子どもが、自立し生きがいのある生活を営めるように、本市では、特別支援学級の児童生徒に対する教育活動を充実させると共に、第2期計画においては障がいのある子どもに対する保育サービスの充実に努め、子どもの発達段階や障がいの程度に応じた柔軟な保育・教育の場の提供を推進しました。

また、自立した生活の基盤となる就労に向けた支援を推進させ、ハローワーク等の関係機関や、市内の事業所、企業および団体と連携して雇用環境の向上に努めました。

4 安全で快適なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる人が公共的施設や地域での移動を自由に行えるように、地域のバリアフリー化を推進してきました。特に第2期計画では民間の施設へのバリアフリー化の啓発を行い、障がいのある人が安心・快適に地域での生活を営めるように努めてきました。

また、災害をはじめとする緊急時における救援体制の整備・強化については、総合防災訓練の実施をはじめ、地域の防災に関する意識を高め、要援護者の支援体制の構築に努めてきました。



第4節 第3期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域や家庭でお互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現のために、本市の指針を定めるものです。

計画の策定に当たっては、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、「インクルージョン」の理念を加え、障がいのある人が生きがいのある生活を営むために、地域におけるあらゆる社会的障壁を取り除き、障がいを理由とするあらゆる差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、互いに自立した個人として共生できる社会をめざしていくことを基本理念とします。

《計画のキャッチフレーズ》

みんなに優しいまち、支えあうまち

*リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指す障害者施策の理念

*ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

*インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという考え方



2 基本目標

第2期計画の成果を踏まえつつ、障がいを理由とするあらゆる障壁や差別をとりのぞく基本理念の実現に向けて、第3期計画においては次の6つを基本目標として掲げます。

(1) 共に生きるための理解の促進と差別の解消

地域における福祉教育や、市民や企業に対する啓発活動等を通じて、本市での障害を理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが相互に支え合う「共生社会」の実現に努めます。また、障がいのある人が安心して生活できる地域社会を築くために、関係機関と連携して障害福祉の担い手となる人材の養成に努めます。

(2) 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人とその家族が、安心して住み慣れた地域での生活をおくことができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス等、生活に必要なサービスの供給体制の充実を図ると共に、更なるサービスの質の向上に向けた福祉人材の確保・育成に努めます。

(3) 安全で快適なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、あらゆる人にとって生活しやすいまちとなるよう、公共施設・道路等をはじめとする社会インフラのバリアフリー化を更に推進するとともに、要配慮者も安心して地域で暮らせるように、それぞれの特性に合わせた支援の充実を図ります。

(4) 保健・医療の充実

特定疾患の対象疾病が拡大したことにより、より多様な困難を抱えた市民のニーズに対応することができるよう、保健・医療の支援を充実させ、安心して暮らせるための環境整備を図ります。



(5) 自立に向けた成長と社会参加の支援

障がいのある子どもに対する支援を充実させ、子どもの発達段階に柔軟に対応する保育・教育を推進させると共に、就労環境の整備を行うことで、障がいの有無にかかわらず社会参加が実現できる地域づくりを推進します。

(6) 雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用・就労の機会を拡大していくため、地域の企業だけでなく、広く地域社会の理解を図り、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりを促進させると共に、関係機関と連携して、障がいのある人が職業を通した社会参加ができるよう、それぞれの就労意欲と能力に応じた多様な働き方の充実を図ります。